

社会福祉法人広島市佐伯区社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人広島市佐伯区社会福祉協議会(以下「区社協」という。)の定款第10条及び第25条の規定に基づき役員及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員等の報酬)

第2条 役員等(広島市職員を除く。)が理事会、監事会、評議員会その他会長が定める会に出席したときは、報酬を支給する。

2 前項の報酬は日額とし、3,000円を超えない範囲内の額で評議員会で定める。

(役員等の費用弁償)

第3条 役員が区社協の用務により市の区域外に旅行したときは、必要な費用を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は会長が定めるものとし、支給条件及び支給方法については、広島市職員等の旅費に関する条例(昭和27年広島市条例第17号)の規定を準用する。

3 広島市職員である役員等の費用弁償の額については、前項の規定にかかわらず、広島市職員の例による。

(委任規定)

第4条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

役員等の報酬に関する基準

- 1 この基準は、社会福祉法人広島市佐伯区社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程(以下「規程」という。)第2条について必要な事項を定める。
- 2 規程第2条第1項における「その他会長が定める会」の具体的基準を下記のとおりとする。
 - 1) 本会が主催又は後援している行事
 - 2) 定例的に行う内部会議(幹部会など)
 - 3) その他役員等の出席が必要と認められる会
- 3 この基準により、会議等に役員等が出席した場合に支給する報酬の日額を別表のとおり定め、予算の範囲内で決定する。
- 4 この基準により支給する報酬は、同日に複数の会議等に出席した場合であっても、会議等の区分に関わらず重複して支給しないものとする。
- 5 この基準は、平成29年 4月 1日から施行する。

(別 表)

会 議 等 の 区 分		報酬の日額	備 考
1	理事会	3,000 円以内	
2	監事会	3,000 円以内	
3	評議員会	3,000 円以内	
4	上記以外の会議等	3,000 円以内	